

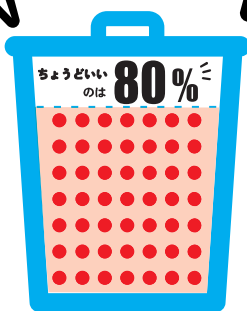
NO危険物

入れないで!!



①

事故の原因となる発火物、引火物、爆発物や、試薬などの化学反応を起こす物、環境汚染の原因となる水銀、その他規制物質は感染性産業廃棄物容器には入れないでください。



②

感染性産業廃棄物は容器ごと運搬・焼却処分します。廃棄物を詰めすぎると「不完全密閉」「鋭利物の突出」「過重量」「容器変形」「容器破損」の原因となり、病原体等に曝露するリスクが増大します。

神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市
(公社) 神奈川県医師会 (公社) 神奈川県産業資源循環協会

感染性廃棄物を排出されるお客さまへ

「排出事業者責任」とは？

○排出事業者には、事業活動によって生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理する義務があります。

————— 廃棄物処理法第3条

○排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準（廃棄物処理法施行令第6条の2ほか）」を遵守するとともに、「マニフェスト」を交付し、最終処分の終了を確認するまで、自ら排出した産業廃棄物の処理に責任を負わなければなりません。

————— 廃棄物処理法第12条第7項ほか

以下の場合、法による「措置命令」等の対象となる場合があります。

○委託基準に違反した場合（廃棄物処理法第19条の5）

○マニフェストの義務に違反した場合（廃棄物処理法第19条の5）

※案件によっては、廃棄物処理法上の罰則のみならず、新たな費用負担の請求をされたり、マスコミ報道等により社会的な制裁に至ることが懸念されます。

しかし残念なことに・・・知らずまたは故意に・・・

委託基準に反して、感染性の中に、爆発性や引火性、有害性のあるものが混入し、収集運搬車両や処理施設の破損にとどまらず、従事職員の安全確保や健康を脅かす事態を招いています。



禁忌品など契約以外のものを混入し、委託した場合、委託基準違反で処罰の対象となる場合があります。